

定 款 規 則 集

平 成 23 年 4 月

社団法人 熊本県歯科医師会

社団法人熊本県歯科医師会定款

第1章 総 則

(名称)
第1条 本会を、社団法人熊本県歯科医師会という。
(事務所)
第2条 本会は、事務所を熊本市坪井2丁目4番15号に置く。
(区域及び組織)
第3条 本会は、熊本県を区域とし、本会で承認した郡市を区域とする歯科医師会（以下、「郡市会」という。）及びその会員をもって組織する。
2 前項の承認基準は、定款施行規則で定める。
3 本会に支部を置くことができる。
4 各支部は、郡市会及びその会員をもって組織する。
5 支部に関する規則は、定款施行規則に定める。
(目的)
第4条 本会は、医道の高揚と歯科医学の進歩発達と公衆衛生の普及向上を図り、もって社会並びに会員の福祉を増進することを目的とする。
(事業)
第5条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
(1)医道の高揚に関する事項
(2)歯科医学及び歯科医術の教育並びに振興に関する事項
(3)医事処理に関する事項
(4)公衆衛生、地域保健の研究及び普及に関する事項
(5)会員の福祉厚生に関する事項
(6)歯科医療管理経営に関する事項
(7)学校歯科に関する事項
(8)介護等に関する事項
(9)歯科医療情報の管理及び研究に関する事項
(10)会員の研修に関する事項
(11)会誌、会報その他印刷物の発行に関する事項
(12)歯科補助者の養成に関する事項
(13)口腔保健センターに関する事項
(14)その他本会の目的を達成するに必要な事項
2 前項各号の事項を実施するに必要な規定は、別に定める。

第2章 会 員

(資格及び種別)
第6条 本会の会員は、日本国で歯科医師法第6条により歯科医師の免許を受けた者で、かつ、郡市歯科医師会の会員であることとし、次の3種を議決権を有する会員とする。
(1)一般会員
(2)親子会員
(3)勤務会員
2 本会会員が所属の郡市歯科医師会等の会員である資格を失ったときは、同時に、本会会員の資格を失うものとする。
(入会)
第7条 第6条に規定する資格ある者で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書をその所属する郡市会を経て本会へ提出し理事会の承認を受けなければならない。
(権利)
第8条 会員は、第4条に定める本会の目的に関する研究又は調査を本会へ報告し、発表することができる。
2 会員は、本会の事業又は歯科医学及び歯科医術に関し、本会へ意見を述べることができる。
3 会員は、本会から発行する会誌、その他印刷物の配布を受け又は購入することができる。

(義務)

第9条 会員は、総会並びに代議員会の決定事項に従う義務を負うものとする。
(入会金、会費及び負担金)

第10条 会員は、本会所定の入会金、会費及び負担金を本会へ納入しなければならない。
2 入会金の額並びに会費及び負担金の額若しくは負担率は、代議員会及び総会において定める。
3 会員として特別な事情あるものは、理事会の議決によって会費及び負担金を免除又は納入を猶予することができる。
(拠出金品の不返還)

第11条 退会しても、すでに納められた入会金、会費その他拠出金品は、返還しない。
(会員の業権)

第12条 会員が、業務上の権利を侵害され、又は名誉をけがされ、若しくはその恐れがあると認めたときは、その保護を本会に請求することができる。
2 前項に関する調停及び保護の取扱いに関する必要な事項は、その都度理事会で定める。
(資格喪失)

第13条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。
(1)日本歯科医師会及び郡市会で除名された者又は会員たる資格を失い当該歯科医師会の通知があったとき
(2)退会したとき
(3)成年被後見人または被補佐人
(4)死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
(5)会費及び負担金を滞納し、かつ、第14条により退会させられたとき
(6)除名されたとき
(退会)

第14条 会員が本会を退会しようとするときは、所属の郡市会を経て本会へ所定の退会届を提出しなければならない。
2 本会は、会員が1年以上又は1年分に相当する会費、若しくは負担金を支払わないときは催告し、なお支払わないときは、退会したものとみなす。
3 前項により退会されたものが、6ヶ月以内に未払金の全額を支払った時は、継続して会員であったものとみなすことができる。
4 本条第2項の退会については、その氏名及び事由をその所属の郡市会、日本歯科医師会及び本人に通知する。
(戒告又は除名)

第15条 会員が次の各号の一に該当する場合は、裁判審議委員会の審議を経て、戒告又は除名することができる。ただし、これを議決するについては、当該会員又は弁護者(ただし、会員に限る)を出席させて弁明の機会を与えなければならない。
(1)歯科医師としての職務を汚した者
(2)本会の体面を汚した者
(3)本会の綱紀を乱した者
(4)会員たる義務を怠った者
2 前項に規定する戒告は、代議員会の議決をもって行い、除名は代議員会及び総会の議決を経るものとする。
3 前項により除名したときは、その氏名及び事由をその所属の郡市会、日本歯科医師会及び本人に通知する。
(名誉会員・終身会員)

第16条 本会における栄誉の敬称として名誉会員を置くことができる。
2 30年以上本会の会員であって、70才以上に達した者は、敬意を表するためこれを終身会員とする。
3 前項に関する必要な規定は別に定める。
(準会員、勤務医会員、特別会員)

第17条 本会に第6条に掲げる会員のほか、準会員、勤務医会員、特別会員を置く。
2 準会員、勤務医会員、特別会員の資格、入会、退会、及び表決権等必要な事項は、別に定める。
(表彰)

第18条 本会の為、著しい功績を挙げた者に対しては、表彰することができる。
2 表彰に関する規則は、別に定める。

(種別及び定数)

第19条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	3名以内
理事	15名以上20名以内 (内専務理事1名、常務理事3名以内)
監事	2名

2 会長及び副会長は理事とする。

3 役員及び代議員は互いに他を兼ねることができない。

(選出)

第20条 会長及び監事は、立候補または推薦候補の中から別に定める選挙規則により総会において選挙する。

2 理事は会長の推薦した者の中から選挙規則により代議員会で選任する。

3 副会長は理事の中から会長が委嘱する。

4 専務理事及び常務理事は理事の互選による。

(職務)

第21条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ定めた順位に従い、会長が事故の場合はその職務を代理し、欠けたときはその職務を代行する。

6 専務理事は、会長の旨を受けて会務を掌理し会長及び副会長共に事故の場合は、その職務を代理し共に欠けたときはその職務を代行する。

4 常務理事は、会長の旨を受けてその担当業務を掌理して専務理事を補佐し、専務理事が事故の場合はあらかじめ常務理事の間で定めた順位に従い専務理事の職務を代理し、その欠けたときはその職務を代行する。

5 前各項に定める以外の理事は、会長の旨を受けて会務を分掌し、あらかじめ理事会で定めた順位に従い、常務理事に事故がある場合はその職務を代理し、その欠けたときはその職務を代行する。

6 監事は民法第59条の職務を行う。

(任期)

第22条 役員の任期は2年とし、選任された年の4月1日からとする。

(補欠選挙及び補欠選任)

第23条 会長が任期を6ヶ月以上残して欠けたときは、第21条の規定にかかわらず、監事を除く役員は全員辞任し、30日以内に補欠選挙を行なわなければならない。

2 会長を除く役員の欠員が生じたときは、会長が会務に支障がないと認めたときを除き、第20条の規定により補充しなければならない。

3 補欠選挙及び補欠選任により就任した役員の任期は、その前任者の残任期間とする。

第24条 役員の任期が満了したとき、又は会長、副会長、理事若しくは監事が同時に欠けたときは、その後任者の就任するまでその職務を行う。

(報酬)

第25条 役員には報酬を支払うことができる。その規則は別に定める。

(応急処分)

第26条 会長は総会又は代議員会の議決を要する事項であるが緊急の必要ありと認めたときは応急処分することができる。

2 前項の規定により応急処分した事項は、次の総会又は代議員会で承認を受けなければならない。

第4章 顧問及び嘱託

(顧問及び嘱託)

第27条 本会に顧問及び嘱託を置くことができる。

2 顧問は、代議員会の承認を経て会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問にこたえ、本会の会議に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

4 嘱託は理事会の承認を経て会長が委嘱する。

5 嘱託は本会の事業について意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

6 顧問及び嘱託の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

第5章 会 議

第1節 総 会

(種 別)
第28条 総会は、通常総会と臨時総会とする。
(構 成)
第29条 総会は、会員をもって構成する。
(権 能)
第30条 次の事項は、総会において議決又は報告しなければならない。
(1) 議決を要するもの
① 定款の変更
② 会長及び監事の選出
③ 日歯代議員及び予備代議員の選出
④ 事業計画の策定並びに予算及び決算に関すること
⑤ 重要な財産の処分に関すること
⑥ 本会の解散
⑦ その他重要なこと
(2) 報告を要するもの
① 庶務及び会計並びに事業の概況に関すること
② 代議員会において議決又は承認された事項
③ その他必要なこと
(開 催)
第31条 通常総会は、毎年1回3月に開催する。
2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 会長が必要と認めたとき
(2) 会員の5分の1以上又は監事から会議の目的とその理由を書いて臨時総会の招集の要求があったとき
(招 集)
第32条 総会は、会長が招集する。
2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があった日から、30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3 総会を招集するときは、開催の10日前までに会議の目的たる事項、日時、場所を本会機関紙上に公告し、会員に文書で通知しなければならない。ただし、緊急の場合は期間を5日前までに短縮することができる。
(議長及び副議長)
第33条 総会の議長及び副議長は、その都度出席した会員の中から各1名を選出する。
(議 決)
第34条 総会の議決は、出席会員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
2 定款の変更は、総会において出席会員の3分の2以上の議決を経て、熊本県知事の認可を得なければ変更することができない。
(選挙権及び表決権)
第35条 会員の有する選挙権及び表決権は、代理委任あるいは書面委任によることは認めない。
(通 知)
第36条 会長は、総会で選挙又は議決した事項をすみやかに会員に知らせなければならない。
(議 事 錄)
第37条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 総会の日時及び場所
(2) 会員の現在数
(3) 出席した会員数
(4) 審議事項及び議決事項
(5) 議事の経過の概要及びその結果
(6) 議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長のほか、出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第2節 代議員会

(設置)
第38条 本会に代議員会を置く。
(構成、種別及び任期)
第39条 代議員会は、代議員をもって構成する。
2 代議員会は、通常代議員会と臨時代議員会とする。
3 代議員会は、定款施行規則で定めた基準により郡市会から選出された代議員をもって構成する。
4 代議員の任期及び補充については、第22条及び第23条を準用する。
5 代議員会の議長及び副議長は、代議員のなかから各1名を選出する。
(定足数)
第40条 代議員会は、代議員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
(意見陳述)
第41条 役員は、代議員会に出席し意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。
(権能)
第42条 代議員会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決又は承認する。
(1)定款の変更、規則の制定及び改廃
(2)理事の選任
(3)事業計画、予算及び決算
(4)会費及び負担金の賦課額並びにその賦課徴収方法
(5)借入金（年度内に償還するものを除く）
(6)基本財産に関する事項
(7)寄付された金品の收受及び使途
(8)名譽会員及び顧問に関する事項
(9)その他重要な事項
(準用規定)
第43条 第31条、第32条、第34条第1項、第35条、第36条及び第37条の規定は代議員会へ準用する。

第3節 理事会

(構成、定足数及び開催)
第44条 理事会は、理事をもって構成する。
2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
3 理事会は、会務を審議する機関であって、会長は隨時必要な場合に開催する。
4 理事会は、理事2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
5 理事の2分の1以上又は監事から理事会招集の要求があった時は、会長は出来るだけ早く招集し、開催しなければならない。
(権能)
第45条 次の事項は、理事会の議決を要する。
(1)総会、代議員会の招集及びこれに付議すること
(2)その他緊急または重要な会務
(監事及び代議員会議長、副議長の出席)
第46条 監事は、理事会に出席して質問し、又は意見を述べることができる。ただし表決に加わることはできない。
2 会長は、必要に応じ代議員会議長及び副議長を理事会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、表決に加わることはできない。
(準用規定)
第47条 第34条第1項、第36条及び第37条の規定は理事会に準用する。

第4節 常務理事会

(設置)
第48条 本会に常務理事会を置く。

(構成及び権能)

第49条 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。

2 常務理事会の議長は、会長がこれにあたる。

3 常務理事会は、会長が隨時必要な場合に招集し、次の事項を審議する。

(1)常務会務に関すること

(2)緊急を要する会務に関すること

(3)その他理事会の付託会務に関すること

4 常務理事会で審議した事項は、理事会に報告しなければならない。

(準用規定)

第50条 第34条第1項及び第37条の規定は常務理事会に準用する。

第5節 郡市会長会及び郡市専務理事会

(設置)

第51条 本会に、郡市会長会及び郡市専務理事会を置く。

2 郡市会長会及び郡市専務理事会は、本会の郡市会長及び郡市専務理事をもって構成する。

3 本会の運営を円滑にするため、会長は必要と認めた場合は郡市会長会及び郡市専務理事会を開くことができる。

第6節 委員会

(設置)

第52条 本会に委員会を置く。

2 委員会は、委員をもって構成する。

3 委員会の種別、構成、任務及びその他必要な事項は委員会規則で定める。

第6章 裁定審議委員会及び選挙管理委員会

(設置)

第53条 本会に裁定審議委員会を置く。

2 裁定審議委員会は、裁定審議委員をもって構成する。

3 裁定審議委員会の構成、任務及びその他必要な事項は委員会規則で定める。

(設置)

第54条 本会に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、選挙管理委員をもって構成する。

3 選挙管理委員会の構成、任務及びその他必要な事項は選挙規則で定める。

第7章 財産及び会計

(財産)

第55条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1)財産目録に記載した財産

(2)入会金

(3)会費

(4)負担金

(5)財産から生じる収入

(6)寄付金品

(7)事業に伴う収入

(8)その他の収入

2 財産は、会長が管理し、その方法は、代議員会及び総会の議決を経るものとする。

(経費)

第56条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

2 代議員会及び総会の議決を経た事業で、数カ年にわたり執行される事業については、毎年度の支出額を事業完成年度まで逐次繰越し、支出することができる。

(会計年度)
第57条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。
(委任規定)
第58条 財産の管理及び会計に関する規則は、代議員会の議決を経て別に定める。

第8章 事務局

(設置)
第59条 本会に事務局を置く。
2 事務局の職制並びに職員の任免、給与、分限及び執務に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

第9章 解散

(解散)
第60条 本会を解散しようとする場合は、会員の3分の2以上の賛成を得、かつ、熊本県知事の認可を受けなければならない。
2 前項の場合においては、第35条の規定にかかわらず表決権の行使を認める。
3 解散した場合の残余財産の処分については、類似の公益法人に寄付するものとする。

附 則

- 1 この定款は認可の翌日（昭和54年9月28日）から施行する。
- 2 この改正定款施行の際の役員及び代議員は、この改正定款による役員及び代議員とみなす。ただし、その任期はそれぞれ改正前の定款による残任期間とする。
- 3 この定款施行前に行った改正前の定款の規定による届出又は書類の提出等はこの定款の規定に基づいていたものとみなす。

附 則

- 1 この定款は、熊本県知事の認可の翌日（昭和55年12月2日）から施行する。
- 2 この改正定款施行の際の役員及び代議員は、この改正定款による役員及び代議員とみなす。ただし、その任期はそれぞれ改正前の定款による残任期間とし、昭和56年度に限り役員、代議員、その他の全ての役職の任期は1年間とする。

附 則

- 1 この定款は、熊本県知事の認可のあった日（平成11年3月23日）から施行する。

附 則

- 1 この定款は、熊本県知事の認可のあった日（平成15年10月8日）から施行する。

附 則

- 1 この定款は、熊本県知事の認可のあった日（平成18年10月3日）から施行する。

附 則

- 1 この定款は、熊本県知事の認可のあった日（平成20年5月1日）から施行する。
- 2 第22条に規定する役員の任期の始期は平成21年4月1日とし、それまでの役員の任期は従前通り3年とし、選任された年の4月1日を始期とする。